

新型コロナウイルス感染症の影響により
事業収入が減少した中小事業者等に対する

固定資産税等の軽減特例のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等は、事業収入の減少割合に応じて、令和3年度分の事業用家屋及び償却資産の固定資産税等の課税標準をゼロ又は2分の1とする特例措置を受けることができます。

◆軽減特例の対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等

◆軽減特例の対象・適用される課税年度

□令和3年度分の事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税

(1棟の家屋で複数の用途がある場合は、事業の用に供している部分のみが対象です。)

□令和3年度分の償却資産に係る固定資産税

※都市計画税は厚木市・愛川町のみです。また、事業用であっても土地は軽減の対象となりません。

◆特例により軽減される割合

令和2年2～10月の任意の連続する3か月間の事業収入が前年の同期間と比べて

事業収入の減少割合	特例により軽減される割合
50%以上減少	全額軽減
30%以上 50%未満減少	2分の1軽減(★)

★特例適用後のすべての家屋の課税標準の合計額、すべての償却資産の課税標準の合計額がそれぞれ免税点(家屋：20万円・償却資産：150万円)に満たない場合は課税されません。

◆軽減措置の手続方法

- ①中小事業者等は、認定経営革新等支援機関等に申告書及び添付書類を提出し、特例措置の要件に合致していることについての確認を受けます。
- ②認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書及び添付書類を各市町村へご提出ください。(複数の市町村に資産を所有している場合は各市町村への申告が必要です。)

◆提出期間

令和3年1月4日(月)から2月1日(月)まで

※感染症拡大防止のため、電子申告(eLTAX)又は郵送提出にご協力ください。

※令和3年度の固定資産税及び都市計画税は、令和3年1月1日が賦課期日のため、令和3年1月4日より前に申告書等を提出しないようお願いいたします。なお、認定経営革新等支援機関等への確認依頼は令和2年中に行うことができます。

◆市町村窓口へ提出するもの

軽減対象		提出物	備考
事業用家屋	償却資産		
○	○	申告書(原本)	認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの
○		特例対象資産一覧(申告書別紙)	
○	○	収入減を証する書類	会計帳簿や青色申告決算書の写しなど
		不動産賃料の猶予の金額や期間等を確認できる書類	不動産賃料を猶予したことにより、特例の適用要件を満たす不動産賃貸業者の方のみ
○		特例対象家屋の事業用割合を示す書類	青色申告決算書など
	○	令和3年度償却資産申告書	同時にご提出ください。

◆注意事項

- 申告書様式は各市町村のホームページからダウンロードできます。
□中小事業者等の範囲は次のとおりです。

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1000人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が1000人以下の個人

ただし、大企業の子会社等(次のいずれかの要件に該当する企業)は対象外です。

- ・同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

- 申告書の特例対象資産一覧に記載する家屋の所在・家屋番号・家屋種類・床面積については、令和2年度固定資産税等の納税通知書からご確認いただけます。
- 収入減を証する書類・特例対象家屋の事業用割合を示す書類については、認定経営革新等支援機関等に提出した書類と同じものをご提出ください。(コピー可)
- 認定経営革新等支援機関の一覧については、次のホームページからご確認いただけます。
 中小企業庁のホームページ(金融機関以外) http://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea
 金融庁のホームページ(金融機関のみ) <http://www.fsa.go.jp/status/nintei/>
- 申告書に記載する業種名については、総務省のホームページ(日本標準産業分類)からご確認いただけます。 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html

お問い合わせ

厚木市	資産税課	電話 046-225-2031・2032 〒243-8511 厚木市中町3-17-17
愛川町	税務課	電話 046-285-6916 〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1
清川村	税務住民課	電話 046-288-3859 〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216